

表1-1 脳・心臓疾患の一般職国家公務員の公務災害補償状況

(1) 人事院への協議件数

年度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患		11	1	0	5	6
うち死亡		6	1	0	3	3

(2) 各府省等における判断件数、認定件数

年度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患	判 断 件 数	6	2	6	2	5
	うち認定件数	3	0	0	2	3
うち死亡	判 断 件 数	3	1	3	1	3
	うち認定件数	2	0	0	1	2

(3) 審査申立事案の容認判定件数

年度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患	容認判定件数	0	1	0	1	2
	うち死亡	0	0	0	0	1

注 1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第8号に掲げる脳・心臓疾患について集計したものである。

2 脳・心臓疾患に関しては、各府省等が公務上の災害に該当するか否かの判断を行うに当たって、事前に人事院に協議する仕組みとなっている。「協議件数」は、当該年度内に、各府省等から人事院に協議がなされた件数である。

3 「判断件数」は、各府省等において、当該年度中に公務上の災害に該当するか否かの判断を行った件数である。当該年度より前に人事院に協議を行ったものや、審査申立てにより「公務上の災害とすべき(容認)と判定」され、当該年度内に改めて判断した件数を含んでいる。

4 「認定件数」は、当該判断件数のうち、各府省等において「公務上の災害と認定」した件数である。

5 審査申立事案の「容認判定件数」とは、審査申立てにより、当該年度に「公務上の災害とすべき(容認)と判定」された件数である。

表1-2 脳・心臓疾患の協議件数、判断件数、認定件数【職種別】

(1) 人事院への協議件数

年度 職種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	7	1	0	3	4
専門行政職	1	0	0	0	0
公安職	2	0	0	2	1
教育職	0	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	0
医療職	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
合計	11	1	0	5	6

注 職種ごとの具体例は次のとおりである(次表(2)も同様)。

- ① 一般行政職: ②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職: 航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職: 刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職: 海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職: 研究所研究員等
- ⑥ 医療職: 医師、看護師等
- ⑦ 福祉職: 児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職: 事務次官、局長等
- ⑨ その他: 検察官等

(2) 各府省等における判断件数、認定件数

年度 職種	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	判断件数		判断件数		判断件数		判断件数		判断件数	
		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数
一般行政職	2	1	2	0	3	0	1	1	2	2
専門行政職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安職	1	0	0	0	2	0	1	1	3	1
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	3	2	0	6	0	2	2	5	3

表1-3 脳・心臓疾患の協議件数、判断件数、認定件数【年齢別】

(1) 人事院への協議件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1
40 ～ 49 歳	4	2	0	0	0	0	3	2	2	2
50 ～ 59 歳	6	4	1	1	0	0	1	1	2	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	11	6	1	1	0	0	5	3	6	3

(2) 各府省等における判断件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
40 ～ 49 歳	2	1	0	0	1	0	1	1	2	1
50 ～ 59 歳	4	2	2	1	4	2	1	0	0	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合 計	6	3	2	1	6	3	2	1	5	3

(3) 各府省等における認定件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
40 ～ 49 歳	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0
50 ～ 59 歳	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	0	0	0	0	2	1	3	2

表1-4 脳・心臓疾患の認定件数【超過勤務時間数(1か月平均)別】

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
45時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45時間以上～ 60時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60時間以上～ 80時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
80時間以上～ 100時間未満	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
100時間以上	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	3	2	0	0	0	0	2	1	3	2

注 1 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月間の超過勤務時間数又は発症前2か月間、3か月間、4か月間、5か月間若しくは6か月間の1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、「公務上の災害と認定」されたものである。

表1-5 脳・心臓疾患の判断件数、認定件数【常勤職員・非常勤職員別】

(1) 各府省等における判断件数

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	6	3	2	1	5	3	2	1	5	3
非 常 勤 職 員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	6	3	2	1	6	3	2	1	5	3

(2) 各府省等における認定件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	3	2	0	0	0	0	2	1	3	2
非 常 勤 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	0	0	0	0	2	1	3	2

表2－1 精神疾患等の一般職国家公務員の公務災害補償状況

(1) 人事院への協議件数

年度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神疾患等		33	30	23	25	34
うち死亡		6	3	6	5	8

(2) 各府省等における判断件数、認定件数

年度 区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神疾患等	判断件数	24	26	33	22	10
	うち認定件数	13	8	10	9	6
うち死亡	判断件数	7	3	5	7	2
	うち認定件数	4	2	2	4	1

(3) 審査申立事案の容認判定件数

年度 区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神疾患等	容認判定件数	0	1	1	0	0
	うち死亡	0	0	0	0	0

注 1 本表は、人事院規則16－0(職員の災害補償)別表第1第9号に掲げる精神疾患等について集計したものである。

- 2 精神疾患等に関しては、各府省等が公務上の災害に該当するか否かの判断を行うに当たって、事前に人事院に協議する仕組みとなっている。「協議件数」は、当該年度内に、各府省等から人事院に協議がなされた件数である。
- 3 「判断件数」は、各府省等において、当該年度中に公務上の災害に該当するか否かの判断を行った件数である。当該年度より前に人事院に協議を行ったものや、審査申立てにより「公務上の災害とすべき(容認)と判定」され、当該年度内に改めて判断した件数を含んでいる。
- 4 「認定件数」は、当該判断件数のうち、各府省等において「公務上の災害と認定」した件数である。
- 5 審査申立事案の「容認判定件数」とは、審査申立てにより、当該年度に「公務上の災害とすべき(容認)と判定」された件数である。

表2-2 精神疾患等の協議件数、判断件数、認定件数【職種別】

(1) 人事院への協議件数

年度 職種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	25	25	16	18	25
専門行政職	0	0	0	0	0
公安職	7	4	6	4	6
教育職	0	0	0	0	0
研究職	0	1	0	1	0
医療職	0	0	0	1	1
福祉職	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	1	2
合計	33	30	23	25	34

注 職種ごとの具体例は次のとおりである(次表(2)も同様)。

- ① 一般行政職: ②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職: 航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職: 刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職: 海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職: 研究所研究員等
- ⑥ 医療職: 医師、看護師等
- ⑦ 福祉職: 児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職: 事務次官、局長等
- ⑨ その他: 検察官等

(2) 各府省等における判断件数、認定件数

年度 職種	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	判断件数		判断件数		判断件数		判断件数		判断件数	
		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数
一般行政職	16	8	20	6	28	9	15	7	6	2
専門行政職	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
公安職	8	5	3	1	3	0	6	2	3	3
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
医療職	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1
合計	24	13	26	8	33	10	22	9	10	6

表2-3 精神疾患等の協議件数、判断件数、認定件数【年齢別】

(1) 人事院への協議件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	9	0	14	2	6	2	7	3	8	3
30 ～ 39 歳	9	3	8	1	9	2	5	0	6	1
40 ～ 49 歳	4	0	4	0	4	1	7	1	10	3
50 ～ 59 歳	10	3	1	0	4	1	5	1	9	1
60 歳 以 上	1	0	3	0	0	0	1	0	1	0
合 計	33	6	30	3	23	6	25	5	34	8

(2) 各府省等における判断件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	8	3	10	1	10	2	3	2	4	1
30 ～ 39 歳	9	2	8	1	8	1	9	2	4	1
40 ～ 49 歳	4	1	2	0	6	0	5	1	1	0
50 ～ 59 歳	3	1	6	1	6	2	4	2	1	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0
合 計	24	7	26	3	33	5	22	7	10	2

(3) 各府省等における認定件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	3	0	5	0	3	1	1	1	3	1
30 ～ 39 歳	5	2	2	1	3	1	3	1	1	0
40 ～ 49 歳	3	1	0	0	3	0	1	1	1	0
50 ～ 59 歳	2	1	1	1	0	0	3	1	1	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合 計	13	4	8	2	10	2	9	4	6	1

表2-4 精神疾患等の認定件数【超過勤務時間数(1か月平均)別】

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
20時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20時間以上～ 40時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40時間以上～ 60時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60時間以上～ 80時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
80時間以上～ 100時間未満	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
100時間以上～ 120時間未満	2	1	0	0	4	1	0	0	0	0
120時間以上～ 140時間未満	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
140時間以上	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	0	7	1	6	1	9	4	4	0
合 計	13	4	8	2	10	2	9	4	6	1

注 1 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月間の超過勤務時間数又は発症前2か月間、3か月間、4か月間、5か月間若しくは6か月間の1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、「公務上の災害と認定」されたものである。

表2-5 精神疾患等の判断件数、認定件数【常勤職員・非常勤職員別】

(1) 各府省等における判断件数

年 度 区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	23	7	24	3	24	5	21	6	8	2
非 常 勤 職 員	1	0	2	0	9	0	1	1	2	0
合 計	24	7	26	3	33	5	22	7	10	2

(2) 各府省等における認定件数

年 度 年 齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	13	4	8	2	9	2	9	4	5	1
非 常 勤 職 員	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	13	4	8	2	10	2	9	4	6	1

表2-6 精神疾患等の判断件数、認定件数【業務負荷の類型別】

(1) 各府省等における判断件数

業務負荷の類型		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
1 仕事の質・量	(1) 仕事の内容	0	0	3	1	2	1	2	1	1	1
	(2) 仕事の量 (勤務時間の長さ)	6	4	2	1	4	1	0	0	2	1
	(3) 勤務形態	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
2 役割・地位等の変化	(1) 配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 転勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 昇任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	(1) 仕事の失敗	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	(2) 不祥事の発生と対処	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
5 対人関係等の 職場環境	(1) パワー・ハラスメント			8	1	10	0	16	4	2	0
	(2) 職場でのトラブル			15	3	8	0	13	2	2	0
	(3) セクシュアル・ハラスメント	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		2	0	3	0	3	0	0	0	2	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合 計		24	7	26	3	33	5	22	7	10	2

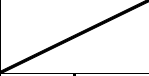
注 1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上災害の認定について」（平成20年4月1日職補一114）の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による（次表(2)も同様）。

2 「5(1) パワー・ハラスメント」は、令和2年6月に項目立てされたもの（次表(2)も同様）。

3 「業務負荷の類型」別の件数は、各事案における主な負荷要因をもとに分類した（次表(2)も同様）。公務外の事案については、被災職員等の申立てによる主な負荷要因により分類した。

4 「その他」には、業務負荷の類型1～6に分類することが困難であった事案を分類した（次表(2)も同様）。

(2) 各府省等における認定件数

業 務 負 荷 の 類 型		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
1 仕事の質・量	(1) 仕 事 の 内 容	0	0	1	1	1	1	2	1	0	0
	(2) 仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	6	4	1	1	4	1	0	0	2	1
	(3) 勤 務 形 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 役割・地位等の変化	(1) 配 置 転 換	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 転 勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 昇 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	(1) 仕 事 の 失 敗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 不祥事の発生と対処	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
5 対人関係等の 職場環境	(1) パワー・ハラスメント			2	0	1	0	6	3	0	0
	(2) 職 場 で の ト ラ ブ ル			0	0	2	0	1	0	0	0
	(3) セクシュアル・ハラスメント			2	0	0	0	0	0	1	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		1	0	2	0	2	0	0	0	2	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		13	4	8	2	10	2	9	4	6	1